第13号様式の５（第９条の７）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　事業者自己搬入用

一般廃棄物搬入届出書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  (宛先)鎌倉市長  所在地(住所)  搬入者　事業所名  代表者氏名  電話番号　　　　　　　　(　　　)  　次のとおり届け出ます。 | | | |
| 搬入年月日 | 年　　　　月　　　　日 | | |
| 搬入先 | 環境センター（　　　　　　　　　） | | |
| 廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物  □生ごみ　□汚れた紙類（建設業に係るものは除く）　□紙おむつ  □その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 発生場所の占有者 | 発生場所　鎌倉市  住所  氏名  電話番号　　　　　　　　(　　　) | | |
| 車両番号 |  | 搬入回数 |  |

　(注意事項)

1. 搬入の際は、必ずこの届出書を提出してください。提出がない場合は搬入できません。
2. 発生場所の占有者の欄は、占有者が自署し必ず押印してください。押印がない場合は搬入できません。

　3　廃棄物が届出書の記載内容と相違した場合、又は廃棄物が分別されていない場合には、受入を拒否することがあります。

　4　処理作業に支障があるときは、受け入れを規制することがあります。

　5　環境センター内では職員の指示に従い、安全作業に努めてください。

6　原則として、搬入車両は

　7　受入時間　　月曜日～金曜日　　午前8時30分～11時30分、午後1時～4時

土曜日　　　　　　午前8時30分～11時30分

　8　受入れできない物

　　 産業廃棄物（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず、陶器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、紙くず(※)、木くず(※)、繊維くず(※)など）、資源物（新聞、雑誌、段ボール、ボール紙、紙パック、オフィス用紙等の紙類、布類、植木剪定材）、排出禁止物（土石類など）(※)建設業に係る紙くず、木くず、繊維くずは産業廃棄物

6　搬入先指定物

鎌倉市内で発生した一般廃棄物である植木剪定材は、

植木剪定材受入事業場（鎌倉市関谷1493-2 電話:0467-45-0526）へ搬送してください。

7　問い合わせ先

　処分方法：ごみ減量対策課笛田分室（0467-84-8706）　搬入：環境センター（0467-53-8321）